

臨時休業のお知らせ

3月11日（月）

確定申告業務終了に伴う臨時休業にさせていただきます。

所得税確定申告結果は、
3月8日までに皆様にお知らせします。
しばらくお待ちください。

今月のお知らせ

第 3 0 1 号
平成 3 1 年 3 月 1 日
税 理 士 法 人 大 嶋 会 計
公 認 会 計 士 ・ 税 理 士
大 嶋 良 弘
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E - M a i l yohshima@osmk-ohb.co.jp

所長に復帰して1ヶ月が経ちました。

今日（2月28日（木））で、所長復帰して1ヶ月が経ちました。

外は雨が深々と降り、肌寒く感じます。

事務所の中は、黙々とやや疲れを抱えながら所得税の確定申告作業にまい進するスタッフの熱気が感じられます。

事務所の業務は、所得税の確定申告作業と12月決算の法人の申告作業が重なり、1年で最も忙しい月になっています。

なぜ最も忙しい時期を迎えて所長交代を行ったのか。

忙しい時期ほど業務の流れをスムーズに進めなくてはなりません。どこかで流れが滞ると、全体の流れが止まってしまいます。

昨年の流れを振り返れば、前所長の決裁段階で業務の流れが止まっていました。

なぜ、止まってしまったのか。

確定申告業務以外の業務で前所長が事務所不在のことがありました。所長決裁が下りなければ次の業務ができません。3日分の業務を4日目に集中的に決裁したとしても、3日分の業務の遅れを取り戻すことはできません。4日目に川のダムの水が流れたとしても、洪水のようになり、次の作業に大きな負担がかかり、決裁後の業務を処理するために長時間労働が続くこととなります。

このような作業環境を作ることはできません。

スタッフの作業が順調にいくように対処するのがトップの責任であり、当たり前のことです。（次ページへ）

事務所経営のため、次の分野の仕事を開発することもトップの責任ですが、今の仕事を大事にすることが優先されるべきだと思います。

今の仕事を大事にするから、次の仕事が生まれてくると考えます。

このような考えから、当初8月くらいにと考えていました所長交代を急ぎよ行いました。

復帰所長としては、所得税の確定申告作業を順調に進めることに懸命に対処していきます。

今後の所得税確定申告作業のスケジュールは、

3月8日（金）までにはご依頼いただいた皆様への税額等のご報告、

9日（土）には申告書（控）やお預かりした書類等をゆうパックでお送りします。

11日（月）は臨時休業とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしく申し上げます。